

運営指導課通信

vol.2

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算
(令和7年4月及び5月算定開始分)の届出期限は
4月15日(月)【当日消印有効】です。

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の届出について、届出様式及び届出方法を[本市ホームページ](#)へ掲載しました。

令和7年4月及び5月から算定を希望する場合には、[本市ホームページ](#)に掲載の事務連絡等をご確認の上、期限内に届出を行ってください。

- 処遇改善加算については、算定を受ける年度ごとに届出をしていただく必要があります。
- 令和6年度に加算の算定を行っていても、届出期限までに届出がない場合は令和7年4月以降の算定はできません。

『令和7年度 前年度の実績等に伴う基本報酬及び加算の届出』 について

- ・ 提出期限は令和7年4月30日(水)【当日消印有効】の予定です。
- ・ 様式や提出方法については3月下旬を目途に本市ホームページへ掲載するとともに、本市指定の障がい福祉サービス事業所へメールでお知らせする予定です。今しばらくお待ちください。



障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等
事業補助金の申請は大阪府への届出となります。
内容・手続き等については大阪府へご確認ください。

発行：大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課